

# 防長藩学の生徒管理

兼 重 宗 和

はじめに

藩学（藩校）は、江戸時代から明治初年の「学制」頒布以前に、藩主が藩費をもって設立・経営した学校で、藩士およびその子弟の教育機関として最も重要な役割を果たした。本稿では、防長の藩学に焦点をしぼり、生徒の管理をどのように行ったかを、出席や書籍の取扱いなどから究明することにした。

## 一 藩学の教育目的

藩学は藩士全体を対象として教育を行ない、その教育目的は聖賢の学を学び個人の精神陶冶を行なうとともに士風を醸成することにあつた。即ち、文・武の芸の修練を通して仁・義の徳に達すとする儒教精神を中核とする道徳的人間形成が近世藩学の基本であつた<sup>4)</sup>。文武兼修の情況を全国二四〇藩のうち不明なもの三九藩を除く二〇一藩についてみると、専修・兼修自由なものは僅か四〇藩で他の一六一藩は規定上兼修させている<sup>5)</sup>。

藩学における文武兼修の教育方針は、校舎の配置からも窺える。享保四年（一七一九）萩郭内三の曲輪内に創設された明倫館は、規模狭小で九四〇坪余りであつた。しかし、明倫館は享保期に早くも諸武芸場を設け文武両道を

教授しており、これは岡山藩学などと並び一特色といえる。即ち、明倫館の建物配置様式は、南に向って立つ表門を中央に、東から西へ剣・槍・砲術道場、西から北に向って射術場があり、これら武術道場に囲まれるようにして総大門奥に本堂・書庫・厨・学問僚など文学教授関係の施設が建てられた。

また、萩藩支藩の創設した藩学も明倫館と同様、文武兼修の教育方針をとった。即ち、徳山藩は天明五年（一七五）に文学の教授を行う鳴鳳館と、剣・槍術等を修練する閑武堂を創設した<sup>(6)</sup>。清末藩は天明七年に育英館を創設し、文道を教えると共に弓・馬・剣・槍の諸道を修める場所を設けた<sup>(6)</sup>。豊浦藩は、寛政四年（一七九二）に敬業館を創設し、「旧豊浦藩敬業館沿革取調書」に「儒業の臣五家あり、弓馬槍劍の師十余家あり、算学習礼の師二家あり、皆敬業館中に習業す、藩中文武の業興る<sup>(6)</sup>」とある如く、館中で文武を兼修させた。岩国藩は弘化三年（一八四六）に養老館を創設し、講堂・聖廟・教授諸員控所・書庫・諸生寮等を建て、さらに馬場・弓術場・槍術場等を設けた<sup>(6)</sup>。これからしても防長の藩学は文武不岐主義を採ったことが十分窺え、その模範となったのは昌平坂学問所であることは言うまでもないが、支藩に対しては宗藩明倫館の影響が多であった。

藩学発達の類型には、次の四つに大別される。

(一)各藩に設けられた私塾に保護を加え、これを藩の官理となし、次第に藩校にまで取立てたもので、これを私塾型藩校と名づける。ここに私塾というのは藩士・浪士・僧侶・神官、その他領民等が任意に開設した民間の塾を云うのである。

(二)儒臣をして家塾を営ましめ、これを藩の監督の下に置いて、藩校となすに至ったもので、これを家塾型藩校と名づける。ここで家塾というのは藩の儒臣が藩侯の命令、若しくは内意を受けて、その援助の下に子弟に教育を施した塾で、いわば半官半私的性格の教育施設である。

(三)藩主が城内に講堂を設け、此処に儒者を聘して月並式講筵を開いていたものが、発達して学校となり、藩校の

形態を具備するに至ったものである。これを講堂型藩校と名づける<sup>(9)</sup>。

藩学は、その多くが幕府の昌平坂学問所の發達と同じ経路を辿り、よって昌平坂学問所が藩学創設の模範となった。しかし、三百諸侯各々が学制を領いており、教育の目的・教則・校舎の規模等千差万別である。だが基本的には前述の如く、儒教精神の中核である道德的人間形成が共通の目的であった。

宝曆期から天明期（一七五一—一七八八）にかけて、全国的に藩学が多く設立され始めた。この頃以降になると多くの藩が財政的危機に見舞われ、その克服と藩政再建のために有能な藩吏が必要となり、藩学は藩政改革推進のために必要な人材の育成を目的とし、以前に比し教育目的が変容拡大されはじめた。江戸時代後期になると、中期の人文的な人間教養・人格陶冶を重視した教育から、実学的な学力培養・知識技能の授与と幅広い教育がなされた。

即ち、領主側の意図は治国安民のために国士の養成にあった。よって藩学において藩士およびその子弟に文武両道を兼修させ、人格的にすぐれ、さらに藩に有用な人材を育成することが教育の基本目的となった。これは藩政の危機に対処するため、家禄のほかに学問という要素で編成しかえ、藩政の改革を推進したのである。

防長の藩学における右の具体例をみると次の如くである。延享三年（一七四六）八月、萩藩主毛利宗廣は自ら明倫館に臨み左記の如く訓諭している。

館中文学ヲ始メ、諸稽古不懈怠様ニトノ御思召故、毎々其段被仰聴置候、然處今度公私共重キ御儉約ノ儀ニ  
 候得ハ、自然ト諸稽古ニ怠リ申様ニ有之候テハ、甚以御思召ニ不相叶事ニ候、文学ノ儀ハ人倫本ヲ務ムル忠孝  
 第一ノ教ニ候、武芸其外諸稽古等、皆為可遂御奉公諸士可相嗜事勿論ノ儀ナカラ、ケ様時節何角令貧着年月後  
 レ肝要稽古ノ年比モ過候テハ及後悔テモ不相成事ニ候<sup>(10)</sup>

また、宝曆五年（一七五五）三月の達に次の如くある。

文武ノ諸芸ハ、諸子ノ所業ニシテ常ニ修練スヘキ事勿論ナリ、(中略)近年世上困窮ニ及ヒ、心ナラス重キ檢約申付、自然ト風俗モ衰ヘ、学館講釋衆モ寡ク諸士ノ志鄙劣ニ相成、権門勢家ニ奔走シ、或ハ利潤才覚ニ携リ、少壯ノ者共モ奉公ノ心掛薄ク、漁獵遊觀ニ日ヲ過シ、武士ノ片氣ヲ失ヒ、其心サマヨロシカラサル者モママ出来候相聞、氣ノ毒不過之国家ノ大患タリ、是偏ニ我等不徳ニヨルト雖モ、大臣執役ノ教導ノ筋不行屈怠慢ヨリ起レルモノナリ、自今以後執役ノ面々随分心盡、弊風ヲ改メ、大臣厚祿ノ者ハイフニ及ハス、小身ニ至ル迄、成ヘキ程ハ諸用相省キ、学館ヘ罷出不絶講釋聽聞文武修練スヘシ、(中略)講釋聽聞身分行規作法モ正シク相成執役心得ノ益モ可有之候、又武芸ヲ励シ候ヘハ、其心入剛強ニシテ花美風流遊興ノ情モウスク、ヲノツカラ風俗モ質素ニシテ、儉約モ可相立候<sup>6)</sup>

徳山藩の鳴鳳館では、天明五年二月に教授役に對し、

忠孝を本とし礼儀廉恥を令弁知身持覚悟宜しく、夫々器を成し御用に相立候様從学之輩相導可事<sup>6)</sup>と、また諸芸師範に、

礼儀を乱さず風俗整ヘ芸術勤励之志厚ク令鍛練、御用ニ相立候様門弟之輩相導可申事<sup>6)</sup>と達している。また翌三月に次の如く命じている。

御家来中之面々、常ニ文を学ひ武を励ミ其外芸術心懸万事可相嗜之旨、御代々就被仰出候、其旨相守無怠慢出精可仕事ニ候、然処累年弥増困窮之時節ニ成行候得は、不任心底筋も有之自然ニ懈怠仕儀も可有之候得共、就中等閑ニ相心得風俗不宜者も間々有之由被聞召上、彼是御煩慮之御事ニ候、(中略)本主之面々当務之暇在役非役を不論嫡子末子ニ至迄、稽古場江能出礼法を乱さず風俗を正し、昼夜無油断諸芸万端相励、<sup>6)</sup>(下略)

岩国藩の横山講堂では、寛政四年(一七九二)二月に壁書と称される勸学曉諭七ヶ条が公布された。

一家中の者文武諸芸の義は、御代々条自有之事に候、然処至近年一体風俗相衰、遊藝雜話に日を送り、諸芸稽古

怠り候輩有之、甚以嘆敷事候、因之晧論之趣左之通申聞候

一文武諸芸は、士の定りたる業にて、是を以て奉公可致ために候、然は奉公の忠志根本にて、諸芸は是を助る道具候、於奉公筋忠誠の志無之は、仮令多芸に候とも用立申聞敷候、然間先奉公の忠志相励、余力に諸芸出精可致と可心得候<sup>54)</sup>

以上の如く、防長の各藩に共通して言えることは、特に儉約にともない風俗が低下し、藩学の出席者も減少した。しかも各藩とも忠孝を基本とした奉公もおもうに任せない状況であった。これを是正することが藩学教育の重要な目的となった。即ち、藩学にて教育を受けさせることが藩に役立つ人材を育成することになり、よって各藩とも文武の奨励を再三行った。その背景には、藩が経済的にも政治的にも安定できるよう各種の能力を備えた人材の育成を必要としたのである。

防長の藩学では忠孝のみに止まらず、さらに基本的な礼儀・廉恥・行儀・作法・人倫等を重視した。その例に、寛政九年二月に萩明倫館の教室へ「講釈は聖賢の道を弘め、教導の起本に候へは、聴聞の者依教化之徳、其身の行規作法正しく、自然に実儀に叶ひ、才徳も出来し、其成器によって可被召任事に候へは執役の基に相成、勸善の道不可過之事<sup>55)</sup>」と掲げた。また忠孝は主として藩の法令で示された。例えば、万治三年（一六六〇）九月萩藩は万治制法と呼ばれる当家制法三十三ヶ条を發布し、その一条に「諸士面々常可相嗜事」として「右、諸士ハ常に文を学ひ武を翫ひ、忠孝の道に志し仮初も礼法を乱さず、義理を専として公義をうやまひ法度を守り、其役々に怠るへからず、此法於当家古より定をかるる元就公の制法たり、今以不可怠事<sup>56)</sup>」と定めた。また徳山藩では元禄四年（一六九一）四月の家中諸法度に「文道武芸を心掛、忠孝を励し、妻子親族に睦しく、朋友の交を正し、不可乱風俗事<sup>57)</sup>」と定めた。つまり、忠孝は主として藩の法令で掲げ、それを受けて基本となる礼儀等は藩学の教育により身につけさせることを意図したことが窺える。

防長の藩学は、藩が時世打開のために、近世封建社会の指導者を養成する役割をも担ったことが明らかである。ここに学問が政治の手段として奨励振興されたことが認められる。寛政九年二月堅田縫殿、宍戸美濃、毛利内匠等五名は、明倫館開設以来の代々藩主が訓諭した趣旨を基とし、師弟の常に遵守すべき事項を明倫館の教育に掲げ実践させた。その中に「文学は人倫の本、忠孝に進む第一の教へ、武芸は勿論餘の諸稽古共、可遂御奉公諸士之所業にして専ら修鍊すへき事候<sup>(6)</sup>」と、文武の修業が忠孝への第一の道であると説いている。

藩学は家中藩士を教育する学校であったが、一般に同じ藩士のなかでも禄高の多いものや長男を重視した。防長の藩学にもその傾向がみられるものの、明倫館において「自今以後、執政の面々随分心を尽して弊風を改め、大臣厚祿之者はいふに及ばず、小身に至る迄、成へき程は諸用相省き学館へ罷出<sup>(6)</sup>」、「若年之衆は不及云、強壯に至迄も無怠相励み学館罷出候<sup>(6)</sup>」と、また鳴鳳館に「本主之面々当務之暇在役非役を不論、嫡子末子ニ至迄稽古場江罷出<sup>(6)</sup>」との違がある如く、為政者のみならず広く藩士全体の教育を行なった。

註

- (1) 笠井助治著『近世藩校の総合的研究』（昭和五十七年刊）二二二頁。
- (2) 前掲『近世藩校の総合的研究』二二三頁。
- (3) 「徳山藩史稿」徳山市史纂編委員会編『徳山市史史料』（下）（昭和四十三年刊）二〇九頁所収。徳山市史纂編委員会編『徳山市史』（上）（昭和四十六年刊）四六四頁。
- (4) 山口県教育会編纂『山口県教育史』（上）（大正十四年刊）一七二頁。文部省編『日本教育史資料』（二）（昭和五十五年刊）八一〇頁。
- (5) 「旧豊浦藩敬業館沿革取調書」下関市史編修委員会編『下関市史』藩政—明治前期（昭和四十八年刊）二八二・二八三頁。
- (6) 岩国市史編纂委員会編纂『岩国市史』（上）（昭和四十五年刊）八六〇頁。
- (7) 前掲『近世藩校の総合的研究』一三〜一四頁。
- (8) 前掲『日本教育史資料』（二）六六五頁。

- (9) 前掲『日本教育史資料』(二) 六六七・六六八頁。
- (10) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』(下) 二四二頁。
- (11) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』(下) 二四四頁。
- (12) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』(下) 二四四・二四五頁。
- (13) 前掲『岩国市史』(上) 八五五頁。
- (14) 前掲『日本教育史資料』(二) 六七三頁。
- (15) 山口県文書館編『山口県史料』近世編法制上(昭和五十一年刊) 四七頁。
- (16) 「御ヶ条物控」前掲『徳山市史史料』(中) 一七頁。
- (17) 前掲『日本教育史資料』(二) 六七三頁。
- (18) 前掲『日本教育史資料』(二) 六六八頁。
- (19) 註(18)同。
- (20) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』(下) 二四五頁。

## 二 出席の管理

学問が個人の教養として学ばれた江戸時代前期において、藩学に出席し講釈を聴聞することは、比較的個人の自由任せられた。中期になると学問が実学的傾向をおび、さらに幕末期に至り学問と政治が密接な関係をもつようになり、各藩とも富国強兵・藩運隆盛・藩政改革の基盤として藩学を設立した。そして、藩士の藩学・道場への出席に厳しい干渉をはじめた。即ち、学問武芸の吟味等の種々の方法を設け出席を強制し、さらに家督相続等の要件となす藩もあった。

出席に対する学者の意見としては、享保三年(一七一八)昌平坂学問所学頭林信驚が「不罷出候を罷出候へと私

より促可申様も無之候間、御威光をかり候様仕度旨願<sup>(4)</sup>。」と強制出席策を述べた。ついで享保六年將軍吉宗は、木下寅亮・室鳩巢・三輪執斎等の儒者に学問振興策を諮問したのに対し、鳩巢は次の如く答申した。

只今の風俗にて中々自然に信じ候て趣申者は有間敷候、先一往御威勢にて被仰付、其内世上にはやり出候はば、自然と趣き申様にも可罷成、父の子に学文為致候様成事にて候、いやがり申者を初はしかりなどいたし無理にさせ候へば、後には己と合點いたし候様に罷成申候、子次第にいたし候ては学文好申事は無之物にて候<sup>(5)</sup>。三輪執斎も右と同様に強制出席論を主張した。斯くした強制出席論は、次第に萩生徂徠等の説いた任意出席論を抑制し、各藩へ滲透していった。

藩学で学ぶ年齢・期間は一定したものがなく、各藩まちまちであったが、一般に七・八歳で入学し十四・十五歳退学する所が多かった。

萩藩では、士族が藩学明倫館へ入学するも家塾で修学するも各自の自由であったが、學術拔群のものは選抜して藩学へ入学させた。

享保四年一月明倫館が落成し、式典が挙行されるとともに、諸士修業の次序「文学諸武芸稽古之式」を發表した。その一条に、文学は幼少の時から勉強しなければ成就しがたく、そこで十歳前後から素読を始め、十五歳から専ら文学に志意し、身体の壮剛となるに及び、さらに武芸に目的し、文武共に四十歳まで、別てその勉強を専要なことがある<sup>(6)</sup>。即ち、十歳前後より入学し四十歳まで勤仕のかたわら出席の責任をおわせ、文武を修業させた。これは、福山藩誠之館や津藩有造館と同様な方式であった。

また、宗廣藩主期老臣により大組頭役や寄組月番首班等をはじめ一門に対し次の如く達した。

文学武芸之事は、諸士として不致稽古して不叶儀に付、御先代御思召之旨を以、明倫館造立をも被仰付候、就中文学之儀は萬事之心得に可罷成事候へは、大身寄組以上之面々、別而其心懸可有之儀と思召候、上にも不絶



講釈等被聞召儀候間、寄組などの儀は、役付と而も御番等繁々無之、ケ様之儀老若に不依儀候へとも、別而四十歳にも不及面々、本人嫡子共御役目同前程に相心得、無據障り無之候はは、可成程は講釈日不怠様にも心懸可然との御事候、且八組頭中之儀も御番月之外、組内御用之障に不相成様に申候、折々に而も罷出講釈をも承、諸稽古之勵にも可罷成儀被思召候<sup>(6)</sup>。

宗廣は自ら明倫館に臨み聴講し、寄組以上の士に文学を涵養させんと努めた。即ち、古今東西をとわず禄の高い諸士は、贅沢な生活を送り、さらに風流の遊樂に日々を送るものが多々あり、宗廣は斯くした藩内の弊風を矯正せんと文学武芸の奨励を行った。また、延享三年（一七四六）八月に宗廣は各弟子の成績を親閲し、其の業に熟達しないものまでが明倫館へ出席しない実情と共に、年長者が少壯者と共に列席することを嫌い欠席するとの状況を知り、支配役に内諭し年長者も必ず出席するよう訓諭させた<sup>(6)</sup>。

七代藩主重就は、「近年世上困窮に及、心ならず重き儉約申付、自然と風俗も衰へ、学館講釈聴衆も寡く、諸士の志鄙劣に相成、権門勢家に奔走し、或は利潤才覚に携り、少壯之者共も奉公の心掛薄く、漁獵遊觀に日を過し武士の氣質を失ひ、其心さまよろしからざる者もまま出来候<sup>(6)</sup>」状況に鑑み、宝暦五年（一七五五）三月諸士の各組支配に「自今以後、執政の面々随分心を尽して弊風を改め、大臣厚禄之者はいふに及はず、小身に至る迄、成べき程は諸用相省き、学館へ罷出不絶講釈聴聞武芸修練すべし<sup>(6)</sup>」と達した。これと同時に老臣執政は諸士に対し別に「若年之衆は不及云強壯に至迄も無怠相励み、学館罷出候儀は勿論、師家之も罷越可有修行候<sup>(6)</sup>」と諭令した。

また、新たに明倫館の規則を改定し、その一条に「明倫館月十二日之講釈、其外諸稽古所出勤度數多き者五人宛、於着到方致讀談姓名帳面に相認、年々定法にして正月中を限、御手廻頭役え差出候様被仰付候事<sup>(6)</sup>」と、講釈・武芸の出席をとり、着到方役が簿冊に託し、毎年正月に御手廻頭役に提出することを命じた。

宝暦五年六月、次の達が出された。

一御扶持方成の面々、四十歳以下の本人嫡子庶子に至る迄、諸稽古一ヶ月三度宛被差免来候得共、改て一ヶ月十日充諸芸為執行書之中它出被差留候事

一四十歳以上の儀は講釈聴聞諸稽古罷出候儀、前々の通被差留候事<sup>60)</sup>

四十歳以下の本人および嫡子・庶子に諸芸の稽古日数を定め、四十歳以上の者も先に定めた通り出来うる限り出席するよう命じた。

出席簿について弘化三年（一八四六）次の如く達した。

明倫館諸稽古面着、日々御奥番頭坐迄差出御覽被為濟候へは、明倫館頭人座へ下渡候様被仰付候事、但右御覽濟の面着を頭人座の根物に仕候て、御目付方御旗本八手へ差廻し、引請々々にて勤怠取調候様被仰付候事<sup>61)</sup>

出席簿は、まず奥番頭座で点検され、次に明倫館頭人座へ渡され、頭人座は目付方・旗本八手にまわし、学生の出席の勤怠を取り調べた。

出席簿の取り扱いは、嘉永二年（一八四九）八月に次の如く改訂された。

明倫館文武稽古面着、是等の取計振區々にて御座候處、當三月より向後の儀は右面着師家より判事座へ差出、判事座より一ヶ月括りにして明倫館御用所へ差出、御用所よりは江戸方御用所へ差出、夫より御奥番頭座迄差出候て及御聞候様被仰付候事、但御庄府中の儀は、明倫館御用所より一ヶ月一度宛、飛脚便を以江戸方御用所へ差越、夫より同断<sup>62)</sup>

出席簿の提出経路は、師家↓判事座（一カ月間まとめ）↓明倫館御用所↓江戸方御用所↓奥番頭座と回送された。また、藩主が在府の時は、一カ月毎飛脚で江戸方御用所へ運ばせた。

さらに安政五年（一八五八）八月には、左記の如く毎日出席簿を提出させた。

明倫館諸稽古面着の儀、是迄は月括にして差上候様被仰付候處、御詮議の趣有之、向後右月括りの御仕被差止、

日々出順の面着名頭え所作附とも仕候て、稽古終り次第差上候様被仰付候事<sup>69</sup>

即ち、これまで一カ月毎に提出した出席簿を、今後は各人の氏名に出席順位・学習態度などの評価や気付を記入し、その日の稽古が終り次第提出させた。

右の如く、幕末になるにつれ出席が強化された。

次に清末藩育英館の出席管理についてであるが、史料が悉く消失しているため断片的に実状を窺うしかない。

育英館は士族に限り入学を許し、卒族以下には許可されなかった。士族は全て入学を強制された訳ではない。しかし、幕末になると士たる者は必ず入学するのが風習となった。

天保一三年（一八四二）六代藩主元世は次の如く達した。

御家来中二男三男に至る迄近来諸稽古殊之外相衰如何之事ニ候、別而武術之儀ハ先達ニ従公儀嚴重之被仰出も有之候間、何れも申合一際出精仕候様、師家中より相達候様此段被相達候<sup>69</sup>

元世は、右の箇条で家来の子弟に至るまで武芸の奨励を特に諭しているが、文学は去る天保五年の「諸士心得の箇条」で「當家の祖先文学を尊尚ある事かくのごとし、然れば士たるものこの道を捨て、又いつくにか求めん、是具心掛べき第一なり、故に余左に條録する所は、文を以て先とし、又その餘に及べたり、ただ文の虚文に非ず、武の徒武に非ざる事は、本条に就て自得あるべきなり<sup>69</sup>」と達し、文武とも奨励した。藩主は度々向学心を尊ぶべき沙汰を出す一方、秋に藩主・大夫・有司の臨校のもとに試験を行い、優等者に賞を与え、さらに年末には精勤者に褒美を与えるなどして学館出席を奨励した。

徳山藩鳴鳳館（嘉永五年興讓館と改称）の出席管理は次の如くである。

生徒は五・六歳より入学し素読をおこない、十五歳から武芸の稽古をした。即ち、天明五年（一七八五）の藩学創設頭初の達に、

素読仕候若輩は、毎朝罷出習学可仕候、且又十五歳以上之者、諸芸何ニても此節相心掛候、芸術并師範之名前  
当日十五日迄ニ書出可申候、本主之年齡四十以上は銘々不及申出、其心掛之芸術師範之者名前年齢可申出  
候<sup>66</sup>

とあり、六・七歳から四十歳までを鳴鳳館就学年齢とし、それ以上の者も修業を奨励した。また「本主之面々当務  
之暇、在役非役を不論嫡子未子ニ至迄稽古場江罷出<sup>67</sup>」て諸芸に励むよう命じた。

出席簿は開学頭初より次の如く達している。

(文学)

一会日面着帳二ヶ月限りニ御蔵本江可被差出候事(巳二月廿四日)

一從学之輩都而勤惰を相糺し、至歳末可申出事<sup>68</sup>(天明五乙巳年三月)

(武艺)

一稽古日面着帳是迄御目付方江指出来候分も有之候得共、向後は都而二ヶ月限御蔵本へ可被差出候事(巳二月

廿四日)

一門弟之輩都而勤惰を相糺し、至歳末可申出事<sup>69</sup>(天明五乙巳年二月)

即ち、文学教授役および諸芸師範に対し、出席簿を二カ月ごと御蔵本へ提出するよう命じ、さらに歳末には勤惰  
の状況を調べ重臣に申し出させた。

さらに翌六年十一月、御蔵本は文学教授方・諸芸師範中に次の如く達した。

(文学)

一從学之面々至歳末勤惰を糺し差出候勤精帳面之儀、夫々之会日六歩以上出席之面々、席数名前書付差出可申

候事(午十一月十七日)

(武芸)

一門弟之面々至歳末勤惰糺し差出し候勤精帳面之儀、夫夫之修行日六歩以上出席之面々、度数名前書付差出し可申候事<sup>四</sup>

即ち、歳末に重臣へ提出する出席帳は、六割以上出席の者に限り出席日数と名前を記入し差し出すよう命じた。天明八年(一七八八)には、出席簿の形式を次の如く定めた。

学覚諸生肄業之義二付、天明五年開館之節御沙汰相成候毎月出席二ヶ月目書出し、同六年冬御沙汰相成候壹歳出席甲乙并芸之上達厚志之者歳末書出之儀、向後左之通調万被仰附候

一書出しハ皆牒面にして半紙堅折横綴也

一毎月出席牒之部

上紙書様

右諸芸術之分

年号年次千支出席之月
文学肄業諸科出席牒
鳴鳳館教授 姓名

右文学之分

年号年次千支出度之月
学館何流業之名目肄業出度牒
範師 姓名

牒面業日姓名并始末調様

牒之始

年号年次何月
文学諸科出席牒
業之名目 総席
幾度
何日 姓名

其次

已上	.....	.....	.....	何日	業之名目	已上	.....	.....	.....
幾人	.....	.....	.....	姓名	幾度	幾人	.....	.....	.....
					惣席				

何日	已上	.....	.....	.....
姓名	幾人	.....	.....	.....

牒之始

右文学之分

.....	.....	.....	.....	何日	年号年次何月	業之名目出席牒	姓名
-------	-------	-------	-------	----	--------	---------	----

牒末

.....	.....	.....	.....	何日	休業			
右月次休	何日	何業当日	右節朔明暮等	之詛	何日	何業当日	右不時休等	之詛

其 次

何日	已上	.....	.....	.....	.....	.....	何日
姓名	幾人						姓名

已上	.....	.....	.....
幾人			

牒 末

.....	.....
已上幾人	
已上惣席幾席	
休業	
何日	
右節朔明暮	
等之詛	
何日	
右不時休等	
之詛	

右諸芸之分

一 壹歳出席甲乙牒之部

上紙書様

毎月出席牒之仕様ニ準シ可申略之  
牒面席数姓名并始末調様





牒之始

図中之幾

度八出席

之数也已

下同例

年号年次志歳

業之名目肄業

出席甲乙牒

惣席 幾度

九分 幾度

八分 幾度

七分 幾度

六分 幾度

姓名

右皆勤幾人

九分已下之書様

文学同例

右諸芸之分

一 芸術厚志上達姓名牒

業之名目姓名等ニ因リ其意味委敷書記、左候而牒末教授師範等之名所面々之印形用之、尚印封にして差出之可申候

一 右牒面諸生之内御家来平士已下本主ニ無之ものは本主之名ニ因リ、嫡子二三男弟等惣而続を姓名之肩ニ書加可申候、扱又御領之寺社家同弟寄宿躰之もの、并文学教授役御医師等之門人、依断文学出席之分、徳山外之寺社は其地名其外は其師範其主等之名ニ繋ケ姓名書出可申候、尤毎月牒之分は悉は不及肩書、唯入門月而已肩書を相用其上ニ入門之訳をも書加可申候

一 惣而常躰之書法にて事柄不相究所は、随分解方能様其理り詳ニ書載候義勿論ニ候  
右之通御心得可被成との御事

戊申十二月十九日 御蔵本

鳴鳳館

文学御教授方

諸芸御師範中<sup>註</sup>

毎月の出席簿に「文学肄業諸科出席牒」と「学館何流業之名目肄業出席牒」の文武二種類がつけられ、各々総出席日数ごとに姓名を記入し、教授・師範から御蔵本へ提出された。また一年間の出席簿として「壹歳文学肄業各科出席甲乙牒」および「壹歳業之名目肄業出席甲乙牒」が提出され、さらに文武上達の者に関する「芸術厚志上達姓名牒」が作成され、出席に関する政策が細部にわたり充実され、諸生の出席を奨励する源となった。また、文学教授役や医師の門人、さらに寺社家の徒弟等が文学に出席することを許可した。

右の出席簿は、寛政二年（一七九〇）に一部改訂した。即ち、(一)藩学入学者の年齢を調べ壹歳出席甲乙牒の名前下に記入すること、(二)甲乙牒は一年の皆勤から六割出席までを各段階に分け、出席の多い順に記入し、出席回数と同じ場合は禄の高い者の順に書くこと、(三)月次牒・壹歳牒は六割以上出席した者を書き込み、一年間の出席が六割以下の者は別に壹歳出席六分未満牒を作成して年末に提出することと定めた<sup>註</sup>。そして八五パーセント以上出席した者は賞美された。

また天保一四年（一八四三）に定寮生に対し「講堂諸課出席帳定寮生四人輪番にして出納可仕候事<sup>註</sup>」と、出席簿の出納を命じられた。鳴鳳館の出席の取り扱いは、創立頭初の天明末から寛政初期に充実されたものの、生徒の出席は思うに任せず度々文武の奨励がなされている。

最後に岩国藩の養老館の出席管理について述べることにするが、当館は慶応二年に火災にあい、また廢藩置県の時多くの史料を散逸しているため実情を十分つかむことができない。

弘化四年（一八四七）五月二日に養老館の学制が公布され、大組・手廻組・七間通に対し、

一此度学校御造立、養老館と御唱させ被成候、年歳十三歳より三十歳迄之面々文武稽古出勤可有之事

但是迄両講堂出勤致し候者之外此度新ニ罷出候者は、学校之承合差図を受け候事<sup>80</sup>

と達した。即ち、生徒は十三歳より入学して三十歳で退校することを定め、さらに小禄者の入学を強制することをやめ、家老・中老・大組七間以上の子弟の入学を認め、組外以下の士分卒族には入学を許可しなかつた。

安政六年(一八五九)学制が改訂され、就学の奨励とともに考試の制度が実施された。考試は十八歳の時に行われ、これに合格しなければ役職に登用された本務のものは退穩、嫡子は廢嫡された。こうした厳しい措置は、学生を学館へ強制的に出席させる意図のあつたことが窺える。また、組外の士分に入学を許し、藩学退校期を四十歳まで延長した<sup>81</sup>。さらに文久三年(一八六三)八月、養老館内に八歳から十二歳の子弟に素読・手習をさせる教習所を設け、八歳になつても入学しない者には督責が設けられた<sup>82</sup>。

以上の如く、防長の各藩とも文武奨励の達を度々出し、精勤者には褒賞を与え、逆に懈怠者には相応の罰を加えるなどの教育政策をとり、出席を強制する方策をとつた。この勤惰をただすもとなつたのが出席簿であつた。

しかし、江戸時代末期になるにつれ藩財政は逼迫し、藩士の風俗は乱れ、藩学への出席は低下した。しかるに藩学の経費を増加し、また学科やそれにとりなう設備を充実し、文武の奨励をなした。そして、出席せず成績の悪い学生には、家督の相続を認めないなど厳しい政策をとつた。

## 註

- (1) 室鳩巢著「兼山秘策」第四冊、瀧本誠二編『日本經濟叢書』卷二(大正七年増刷)三七〇頁。
- (2) 前掲「兼山秘策」第五冊、前掲『日本經濟叢書』卷二 四三五頁。
- (3) 山口県教育会編纂『山口県教育史』上(大正十四年刊)一六・一七頁。
- (4) 文部省編『日本教育史資料』第二卷(昭和五十五年刊)六六六頁。
- (5) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六六六頁。

- (6) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六六七・六六八頁。  
(7) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六六八頁。  
(8) 註(7)同。  
(9) 妻木忠太「長藩の文教と藩学」 宇野哲人・乙竹岩造外著『藩学史談』（昭和十八年刊）所収一一六頁。  
(10) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六六八・六六九頁。  
(11) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六八三頁。  
(12) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六八四頁。  
(13) 前掲『日本教育史資料』第二卷 七〇四頁。  
(14) 堀哲三郎編『清未藩旧記』附冊（昭和五十四年刊）史料叢書一五 一〇四頁。  
(15) 前掲『山口県教育史』（上）一七三頁。  
(16) 「学校雑録」徳山市史編纂委員会編『徳山市史史料』（下）（昭和四十三年刊）二四五頁。  
(17) 註(16)同。  
(18) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』（下）二四二頁。  
(19) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』（下）二四四頁。  
(20) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』（下）二四七頁。  
(21) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』（下）二四七・二五〇頁。  
(22) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』（下）二五〇頁。  
(23) 「徳山藩史稿」前掲『徳山市史史料』（下）二二二頁。  
(24) 岩国市史編纂委員会編纂『岩国市史』（上）（昭和四十五年刊）八六一頁、大岡昇著『岩国の文化と教育資料』第二集（昭和五十四年刊）三六・三七頁。  
(25) 大塚武松「岩国藩の学事」前掲『藩学史談』二四六頁。  
(26) 前掲『岩国市史』（上）八六三・八六四頁。

## 三 書籍・教場等の管理

萩明倫館創設頭初の享保五年十月に学頭役へ達せられた内規に、「書籍請之儀者、本締役之可為沙汰候、然共書籍差引之儀者、学頭之可為了簡候間、諸生之中より取揃え役兩人被申付、何分学頭え差圖を請、書籍不逮紛失混雜様可有沙汰候、且又諸生之外たりとも書籍借用之願於有之は、度々学頭承届、学館當用に無之書物之分は、月切にして可貸渡候、大部之書十卷可貸渡候、尤借用之面々物切不及遲滞致返弁候様、帳面印形を以可致沙汰之旨可被申付候、且又毎歳虫干入念被申付、其節は学頭本締役立合、部数冊数共改可被申付事、諸生之中書籍預り之兩人、書會之節書物其外共に入用之品取揃、会終に而右之品々取納候儀、可有沙汰事<sup>6)</sup>と、本締役は書籍の貸借経費の支出等を提議し、学頭はこれを裁決するとともに、諸生の中から取揃役二名を選出し、差引を命じ書籍の紛失・混雜の注意をさせた。また、書籍の貸出はそのつど学頭の許可を必要とし、学館当用でない書籍に限り貸出帳面に記し、一カ月間十冊までを貸し出した。毎年虫干の時、学頭・本締役立合のもとに書籍の部数・冊数の確認をした。因に、この虫干や補修費として寛政九年に五五四匁五分余り使用している<sup>6)</sup>。

天保十四年十二月、学頭山縣太華は「明倫館御書物御仕法改革の事」を上申した。

## 明倫館御書物御仕法

- 一 無給衆兩人、御書物方として新規被差出候事
- 一 諸生の内御書物方の儀は、是迄の通にて、名目を司典と被相改候事
- 一 御書物の儀は学頭判事役惣締りにして、御蔵御書物出納の儀は御書物方兩人取扱、諸生の儀は御蔵出入可為無用事
- 一 諸生御書物借受の儀は、目録付立司典迄申出候事

一御書物出納是迄の通三八の日毎月六日宛被相定、於講堂庭上の間判事検使司典役御書物方一同立会、御書物受取渡可仕候事

一御書物出納日は朝四時より右の面々講堂罷出、司典役諸生より借用の御書物帳面え付立御書物え申達、御書物方別帳え書記し、現書御蔵より差出可申候、左候て現書冊数帳面引合檢視見届、印形を取司典相渡可申候、司典帳面え引合せ受取、諸生銘々の相印を以於講堂相渡可申候事、但返納の御書物は朝の内諸生中より司典え差返し消印を取、司典より御書物方え相渡檢視見届の上消印を取候て御蔵え納可申、病氣或は障等有之居合不申候節に学頭判事の間出勤候て、印形見届可仕候事、但返納一応相済候て貸渡の御書物差出可申、出入混雑無之様に可仕候事

一当日返納の御書物は、一応御蔵迄入置候て、翌日より御書物方壹人宛出勤にて冊数等相改、念を入夫々の箱え納込可申候事

一世上より手形を以て借用の分は、御書物方え当て、手形相調右出納日講堂罷出借用可仕候事

一御書貸渡の儀は御書附之旨を本とし、是迄仕法之通無相違様、堅固に取締り可仕候事

一七月御書物風入之節は、諸生え相頼候儀、是迄の通一応司典の方え受取、随分念を入締り可致候事

一毎月廿八日諸生其外世上共、借請之御書物一応為返、改て又々貸渡可仕候事<sup>6)</sup>

この上申がなされたのは、「明倫館御書物、近年餘分紛失有之候に付、色々取締之儀厳重に申合候共、今以追々追々紛失有之<sup>6)</sup>」と、書籍の紛失があまりに甚しい情況からである。また、帰城の度々の土産本や当役・御手廻頭等の献本、明倫館購入の書籍などにより急激に蔵書数が増加し、さらに学生数が多くなり諸生二人では対応できなくなった理由にもよる。

右の上申に対し次の答申がなされた。

第一項 本書御書物方の儀は、算用方兩人えも取扱被仰付候事

第二項 本書諸生の内御書物方の名目司典と相改候儀以下四廉申出の通

第六項 本書御書物出納の儀は、但書共申出の通、尤検使役病氣障の節は、判事より見届印形仰付候事

第七項 本書當日返納の御書物一応御蔵入の廉より以下五廉申出の通<sup>(5)</sup>

即ち、書物方は算用方二名および面着方二名に兼務させ、書籍管理の充実を図った。諸生の書物方の名目を司典と改めた。書籍の貸出・返却は、毎月三・八・一三・一八・二三・二八日の六日間とし、貸出の手順は、諸生申入↓司典(帳面記入)↓御書物方(別の帳面に記入し、蔵より書籍を出す)↓司典↓諸生(印鑑を押す)受取と定め、また返却は、諸生返却(朝のうち)↓司典↓御書物方(蔵へ返納)と定めた。また七月に虫干がなされた。徳山藩鳴鳳館の凶書の管理は次の如くである。

天明五年二月、藩学開設時に、

一 御居間御蔵書之内、教授役入用之書籍拝見可被仰付候間、時々御書物預り役江及乞合拝借可有之候事<sup>(6)</sup>と、教授役が居間の書籍を貸りる場合は、そのつど御書物預り役へ申し出るよう指示した。

また、同年五月に頒布された「鳴鳳館学制」に、館中職掌として司典二人が置かれ、書籍の出納の任務にあたったことが記され、これからすると学習用書籍を学生に貸し出したことが窺えるが、その細部については廢藩の時分に多くの史料を散佚したため究明し難い。

清末藩育英館にも司典が置かれ、書籍の出納をおこなった。

岩国藩では、司筵三名が置かれ、書庫の管理をなさしめた。

以上、書籍の管理方法について述べたが、学習用書籍は藩学より貸し与えられた。書籍の貸与は江戸時代中期から幕末になるにつれ、管理方法も嚴重強化された。これは風俗の低下(書籍の紛失)、蔵書冊数・生徒数の増加

(貸与冊数の増加)に要因を求めることができる。

最後に、教場等の管理について記す。

享保五年十月、明倫館学頭に次の内規が達せられた。

一学館武講所共諸沙汰しまりの儀、本締役引請常々無油断掛心頭可致相続の旨可被申付候、且又於館中の儀、学頭存寄の趣も候はは何分直申談の旨可被申付候事

一付、館中諸生中座次の儀は、不論貴賤可為入学の次第候、然は先覚は後覚を誘後覚は先覚を可敬段勿論候

一館中諸稽古場共火用心の儀肝要の事候、諸生中其外末々迄面々引請候様、堅可被申付候、就中詰番の勘定役身に引懸曲輪の中打廻り等をも仕所々氣を付、夜中一兩度宛火の元見届候様可被申付事

一門しまりの事本門は常々錠ををろし、小門の儀は暮六時より夜中ハ鎖ををろし錠をは勘定役の者預り置候様可被申付事 附、諸生中夜中の往来可為停止候、夜中門番無闕如堅固に可被申付事、稽古場曲輪の中夜中拍子木を以節々夜廻り可被申付事<sup>6)</sup>

本締役は、藩学の諸沙汰の発布とその取り締りにあたった。座席は貴賤を問わず入学順とし、先輩は後輩を指導し、後輩は先輩を尊敬するよう言い渡した。また、諸生をはじめ館中および諸稽古場の火の用心をし、勘定役は一晚に二度火廻りをするよう定めた。日常は小門のみ開き、暮六時に閉門させ、夜中に諸生が往来することを禁じた。そして、夜中には拍子木を鳴して見廻るよう命じた。

藩学出席時の服装については、館中に掲出された「文学諸稽古式」に、藩学へ出席する諸士は大小身にかかわらず質素にするよう注意している。授業態度について、「行規」「作法」に関する達が屢々出され、教授・師範をはじめとして藩学出席の諸士およびその子弟に至るまで常に心掛けるよう告諭している。さらに、この「行規」「作法」は講釈を聴聞することにより身につけられると説いている。天保十二年十二月達の明倫館條目に「礼儀作法正



しく、無益の雑話他之批判等仕間敷候事<sup>(8)</sup>」と、礼儀・作法を正すとともに、講釈時は勿論のことであるが雑談や批判等をすることを禁じた。

両親の藩学外、即ち家庭内教育について弘化三年十二月付け達に「少壯不勤弁の者は、全両親の教導緩に有之候條、永く文武不怠御主意相立候儀肝要の事候<sup>(9)</sup>」と、年少者の不勤弁は両親の教育のしかたが不十分なことに原因があり、よって御主意にそむかないよう指導するよう告諭した。

徳山藩鳴鳳館の教場等の管理は次の如くである。

天明五年二月二十四日付達に次の如くある。

(文学教授役)

一 稽古場一円支配仰付候間、火用心ハ不及申、掃除等ニ至迄常々手堅可被申附候事

一 終日詰切候儀も有之、弁当持参候節迎も、稽古場内は禁酒勿論ニ候事<sup>(10)</sup>

(諸芸師範中)

一 多人数相集候事ニ候得は、別而手堅火用心可有之事

一 芸術終日致執行、弁当持参候節迎も、稽古場内ハ禁酒勿論ニ候事<sup>(11)</sup>

即ち、文学教授役に対し藩学全体の支配、つまり火の用心から掃除等に至るまで全て注意するよう命じた。一方、諸芸師範に対しては、稽古場に学生が多く集まるので特に火の用心をするよう達した。教授・師範とも藩学内での飲酒を禁じ、これは同時に学生も禁酒であることを意味している。

また「館中条目」に、

一 従学面々行状相嗜疎懶放蕩之謂無之様第一之事候、篤実謹慎ニノ世上之人ハ一際ハ神妙ニ見へ候様有之度候、無拠酒宴等之席ニ臨候而も游戲歌曲等之儀は一切用捨可仕候事

一時政之得失批判仕間敷事、若又何ぞ存附之筋も有之儀ハ密々ニ政府之物筋へ可申出、雑話同前ニ評論申候事可相慎事<sup>(3)</sup>

と、学生は行いを正し、世上の人々とは異なるので仮令酒宴であろうとも乱れてはならないと達し、さらに政治の批判を禁止するとともに雑話や評論をすべきでないと告諭した。

御蔵本が、天保十四年十一月に寮生へ達した条文に次の如くある。

一附、於寮中飲酒一切停止之事

一寮中会計火用心掃除等ノ諸世話、定寮生四人輪番ニシテ一ヶ月代リ引受、尚諸生出入之刻限帳面相記シ、月末ニ至リ学頭江差出可申候<sup>(4)</sup>

即ち、寮内での禁酒とともに定寮生四人一カ月ごと輪番で寮中の火の用心や掃除等を行わせ、さらに諸生の寮への出入時間を帳面に記し月末に学頭へ提出させるなど、寮生の管理をなした。

文政八年七月二十三日に次の如く達した。

学館向壁疵付楽書或は戸障子を破、其余婚姻之節囲之摒屋根等之瓦を外し令破却狼籍之举动其段ニおいては、先前已米度々御示聞も有之候処、其弁も無之不行作之至全幼若之所為ニ可有之候得共、常々父兄之取締不行届故ニ候条、向後屹度行跡相慎候様示方其心得可有之、尚師範役之儀も其業及指南候外、寄々成立心得筋教諭相加、左候而も其段不相用放逸之義於有之は、内々印封を以其訳姓名旁御蔵本江可申出候通、師範方へも達相成候事、右学館出席芸術出精之義は、於御上一統其業相学ひ士風宜敷成立候様被仰付候御趣意ニ候処、嫡子末子等幼若之者江之示方不行届故却而濫行之体、被仰出筋之御趣意難相立、下として心得達之事ニ候、然は右様成立之義ハ終身之様方ニも相拘候ニ付、不行作無之万端相慎芸術出精ニおいて銘々無油断可遂教諭之義専一之事共ニ候、若此上以等閑ニ打過不都合之義有之時は、嚴重可被及御沙汰候、尚其筋取計方等御目附段江分而御達

も相成候条旁可相心得候事<sup>6)</sup>

年少の者が学館の壁に落書きをし、戸・障子を破り、さらに婚姻の節に摒や屋根瓦を毀すなど悪行をなし、これは父兄の取締が足りないのと、嫡子・末子が年少者の指導を十分行わないことに原因がある。よって、行いを正し、藩学の内外を問わずよく教え導くよう諭した。また藩学の教授・師範とも遅刻のないよう告げた。

岩国藩では、執法が諸生の非違をただし勅怠を検査した。

藩学の授業は、拍子木で終始の合図をし、第一の拍子木で生徒を着席させ、第二の拍子木で教師が退出するのが一般的に多かった。生徒の座席は、明倫館では入学順、鳴鳳館では格式・分限の順とされ、その席順はともあれ、礼儀正しく整然と秩序を守らせていた。また、藩学内での世上批判・雑談や飲酒、派手な服装を禁じ、火災等注意させた。このような厳重な監督は、風俗の低下とともに当時の生徒の乱暴さを物語るものであり、各藩とも厳格主義をもって生徒教育に臨んだ理由でもあった。

## 註

- (1) 文部省編『日本教育史資料』第二卷(昭和五十五年刊)六六〇・六六一頁。
- (2) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六七二頁。
- (3) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六八〇・六八一頁。
- (4) 註(3)同。
- (5) 註(3)同。
- (6) 「学校雑録」徳山市史編纂委員会編纂『徳山市史史料』(下)(昭和四十三年刊)二四三頁。
- (7) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六六一・六六二頁。
- (8) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六七七頁。
- (9) 前掲『日本教育史資料』第二卷 六八二頁。
- (10) 「学校雑録」前掲『徳山市史史料』(下) 二四二頁。

- (11) 「学校雑録」 前掲『徳山市史史料』(下) 二四四頁。
- (12) 「館中条目」 前掲『徳山市史史料』(下) 二五三頁。
- (13) 「徳山藩史稿」 前掲『徳山市史史料』(下) 二二一・二二二頁。
- (14) 「学校雑録」 前掲『徳山市史史料』(下) 二五二・二五三頁。

おわりに

近世諸藩における総合大学ともいふべき藩学が、生徒管理をどのように行っていたかを、防長の藩学に限定し考察した。そして、防長両国の藩学教育が時代の推移とともにどのように管理方法を変更していったか述べた。

藩学の生徒管理には、先に述べた他に、職制機構上からの管理方法、寮生に関することなどがある。これらについては別稿で論じたい。

〈参考文献〉

- 瀧本誠一編『日本経済叢書』(大正四年刊)、文部省著『日本教育史』(大正九年刊)、山口県教育会編『山口縣教育史』(大正一四年刊)、『岩波教育科学』付録「教育」第七号(第十三号(昭和七年四月)十月)、『岩波講座教育科学』第七輯(昭和七年四月)、御園生翁浦著『防長文教小史』(昭和十二年刊)、海後宗臣・伏見猛彌他共著『日本教育史』(昭和十三年刊)、中泉哲俊著『日本近世教育機関の研究』(昭和十二年刊)、石川謙著『概観日本教育史』(昭和十五年刊)、高橋俊乗著『近世学校教育の源流』(昭和十八年刊)、斎藤眞太郎著『二十六藩の藩学と土風』(昭和十九年刊)、石川謙著『学校の発達』(昭和二十八年刊)、筈井助治著『近世藩校に於ける学統学派の研究』(昭和四十五年刊)、石川謙著『日本学校史の研究』(昭和五十二年刊)尾形裕康著『日本教育通史研究』(昭和五十六年刊)『新版日本教育通史』(昭和五十三年刊)、春山作樹著『日本教育史論』(昭和五十四年刊)、筈井助治著『近世藩校の総合的研究』(昭和五十七年刊)他。